

# いじめ防止基本方針



令和3年8月25日 改訂

市原市立千種小学校

# 目次

1. いじめ防止等のための基本的な考え方	1		
(1) 児童にとって学校とは	(2) 児童の学校内外における権利を守る		
(3) いじめの定義	(4) いじめの様態	(5) いじめの理解	
(6) 教師・学校の対応	(7) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめへの対応		
2. いじめ防止等のための組織について	6		
(1) 生徒指導会議について			
(2) 学校いじめ問題対策委員会について			
3. いじめの未然防止に関すること	7		
(1) 学校として	(2) 学年として	(3) 学級として	(4) 児童として
(5) 教職員として	(6) 関係機関として		
4. いじめの早期発見に関すること	9		
(1) 学校として	(2) 教職員として		
5. いじめの対処に関すること	12		
(1) 被害児童への対応	(2) 加害児童への対処	(3) 周囲の児童への対処	
(4) 発見から指導までの展開	(5) 展開内容		
6. いじめの相談・通報窓口	14		
(1) 学校の相談・通報窓口	(2) 学校以外の相談・通報窓口		
7. いじめを認知した場合の対処	16		
(1) 通報連絡・指導体制	(2) 聞き取り調査と記録		
(3) 被害児童の保護と対応	(4) 関係機関との連携		
8. いじめの指導	18		
(1) 被害児童のサポート	(2) 加害児童への指導	(3) 周囲の児童への指導	
9. 重大事態の発生と調査及び対処について	19		
(1) 重大事態の意味	(2) 重大事態への対処	(3) 警察への報告等について	
(4) いじめにかかわる各種記録様式			
10. 公表、点検、評価について	22		
11. いじめ問題防止、早期発見に向けた取り組み計画	22		

# 千種小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) 児童にとって学校とは

千種小学校において、児童はかけがえのない存在であり、社会の宝であると考えている。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ（心理的又は物理的な影響を与える行為）を排除する。

### (2) 児童の学校内外における権利を守る

#### 【教育基本法 第4条】

すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。

#### 【いじめ防止対策推進法（基本理念）】

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

社会性を身につける過程で、学校の生活は学業だけにとどまらず、集団生活を送る中で、人との関わり、自己の役割・責任を果たすことを学習する。その中で自己の形成が成されていく。喜怒哀楽はもとより、自己を抑制し、他者と共存することを学ぶ。その機会は等しく児童に与えられなければならない。いじめはその機会を逸するだけでなく、当該児童の生涯にわたって障害を与える。このことから、いじめは教職員、児童、保護者、地域を挙げ、絶対に許してはならないことととらえる。

### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることの無いように努めることが必要である。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

オ 「一定の人間関係」とは、学区の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

【文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針】より

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

国方針で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものもあることから、警察へ相談・通報し、連携をした対応を取る場合もある。

#### (4) いじめの様態

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、ぬすまれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (5) いじめの理解

国の基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ①いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ②いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度もくり返されたり多くの物から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

上記の視点を鑑み、『被害者』『加害者』『観衆』『傍観者』の全ての立場におけるいじめ問題についてとらえていくこととする。

#### (6) 学校・教職員の対応

##### いじめ防止対策推進法 第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

学校・及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法を遵守し、またいじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないこととする。そして、いじめ問題への対応として以下の5点を行っていく。

- (Ⅰ) いじめの未然防止      (Ⅱ) いじめの早期発見      (Ⅲ) いじめへの対処
- (Ⅳ) 地域や家庭との連携      (Ⅴ) 関係機関との連携

## (7) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめへの対応

### 市原市新型コロナウイルス感染症対策行動指針

#### 2 基本的な考え方

##### 【対策実施上の留意点】

##### ・ 基本的人権の尊重

⇒感染者に対する差別やいじめ等が発生しないようにする。

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や不確かな情報により、感染された方や治療にあたる医療機関および、医師や看護師等の皆さんが不当な差別や偏見、いじめ等の風評被害に苦しんでいること。新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、そして、誰もが気づかないうちに感染を広げてしまう可能性がある感染症であること。

これらを踏まえ、学校内においても児童同士でいわれのない差別や偏見等が行われないよう、正しい知識を身に付けさせ指導にあたっていく。

## 2. いじめ防止等のための組織について

### (1) 生徒指導会議について

<p><b>【会議の開催計画】</b> 定例会：毎月1回（行事等企画会議を行う日に同時に開催する。） 職員会議の際に内容を全職員で共通理解する。 臨時会：緊急事案発生時に随時開催する。</p>
<p><b>【構成メンバー】</b> 全職員（◎生徒指導主任）</p>
<p><b>【部会の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学年ごとに月の現況を報告し合う。</li><li>・生徒指導上の課題・問題を詳細に確認し、対応策等の共通理解を図る。</li><li>・各学年の児童のいじめ、問題行動、不登校などの現況について情報交換し、対処方針や手立てを検討、決定する。</li><li>・職員会議の際に内容を全職員で確認し、共通理解する。</li></ul>
<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒指導上の問題（いじめ・問題行動・不登校）などについては、各学年ごとに記録を残す。</li><li>・次の会議で経過を報告する。</li></ul>

### (2) 学校いじめ問題対策委員会について

<p><b>【会議の開催計画】</b> 緊急且つ、重大な事案が発生した場合に招集し対策を練る。</p>
<p><b>【構成メンバー】</b> 校長、◎教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー、学年主任、養護教諭、学級担任、部活指導教諭等、問題や事例の実情に応じて構成する。</p>
<p><b>【委員会の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核となる。</li><li>・職員がいじめ対応力強化や組織的対応の校内研修を適宜実施する。</li><li>・いじめの相談・通報の窓口となる。</li><li>・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。</li><li>・いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制の確認といった、いじめの対処方針を決定する。なお、本委員会が関係機関や保護者との連携といった組織的対応を実施するための中核となる。</li></ul>

### 3. いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。いじめほどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施する。

#### (1) 学校として

- ①基本方針を明示し、定期的に取り組む状況の確認を行う。  
例) ホームページ上に載せる 学期末および年度末に見直しを行う 等
- ②学校としての取り組みを学校文書等で児童や保護者へ開示・啓発していく。
- ③「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ④いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校はいじめられている児童を徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で児童に示していく。
- ⑤生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの取り組み》」が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑥学校便りや保健便りを活用し、基本的な生活習慣の徹底を図る。  
例) 早寝早起き朝ご飯の重要性 学習規律や学習道具についての周知 等
- ⑦過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修等で確認する。
- ⑧児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。  
例) 児童会活動、ペア学年活動、校外学習 等
- ⑨暴力行為や暴言については、教職員が率先して適切な言葉を使い、暴力を適正な方法で学校から根絶する取り組みを推進する。

#### (2) 学年として

- ①学校の基本方針をもとに、学年開きの際にいじめについての徹底指導を行う。
- ②毎週行われる学年会を活用し、いじめ防止対策の共通理解を図る。

#### (3) 学級として

- ①道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン（いじめゼロ宣言やイエローステッカー、イエローフラッグ）や豊かな人間関係づくり実践プログラム等を活用し、児童一人一人の心を耕していく。
- ②児童へのアンケート（先生あのね）、教育相談、個別面談を行い、児童や保護者からいじめの有無についての調査を行う。  
例) 学期中に1回以上行う
- ③学級開きや4月の学級懇談会、個別面接等で「いじめは絶対に許さない!」という強いメッセージを児童と保護者に伝える。
- ④保護者からのいじめに関する訴えは、直ちに生徒指導主任・学年主任・管理職へ報告する。

#### (4) 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題について主体的に向き合う機会を設け、支援していく。いじめは法律で禁止されていることを理解する。

☆ 児童会によるいじめゼロ宣言（YY千種） 6月 児童集会

☆ イエローステッカーの取り組み 6月 児童集会

☆ 「いいねの木」の実施 年間実施

#### (5) 教職員として

①教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もあり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するため、全教職員による支援体制を確認する。

③職員による校内巡回を実施する。その際に、気になる児童を記録しておき、担任等に報告し対応を協議する。

#### (6) 関係機関として

①インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

②被害児童の対応として、状況においては、市原市子ども家庭総合支援課、中央児童相談所と連携をして、ケアをしていく。

## 4. いじめの早期発見に関すること

いじめの早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

### (1) 学校として

- ① 6月、11月、1月に児童を対象にアンケート調査を行う。この際、質問内容を精査し、学校内外でのいじめを発見できるようにする。結果を基に教育相談を実施。児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議や生徒指導会議等で、いじめの実態把握に努め分析を行うとともに、当該児童と共に相談し、考えて打開策を練る。また適切に対応する。
- ② 教育相談、個別面談を6～7月、11～12月に実施し、クラスの全児童から情報・状況を聞き、よりよい生活を目指す。
- ③ スクールカウンセラー、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。

### (2) 教職員として

#### ① 早期対応

##### 【迅速かつ組織的な対応】

関係職員一人で抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会を中核に組織的に対応する。必要に応じて保護者の協力を得て、関係機関と連携して取り組む。初期対応の重要性を念頭に置いて、速やかに対応する。

##### 【情報収集と事実確認】

被害児童や加害児童から慎重に話を聞くとともに、多方面から情報を収集し、事実を明確にしながら、いじめの全体像を把握する。

#### ② 解決に向けた指導と支援

##### 【被害児童への対応】

基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・ いじめられた児童の味方となり、守り通すことを約束する。</li><li>・ 児童の表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。</li></ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担任を中心に、児童が話しやすい教員が対応する。</li><li>・ いじめを受けた悔しさや辛さにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞く。</li></ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間や場に留意し、安心感を与える。</li><li>・ 学校はいじめを許さないということと、今後の指導方法を伝える。</li><li>・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう児童の良さや優れている点を認め、励ます。</li><li>・ 学校は安易に解決した判断せず、経過を見守ることを伝える。</li><li>・ 「被害者にも原因がある。」 「頑張ろう。」などの指導や励ましはしない。</li></ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 面談や日記の記入を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li><li>・ 授業や学級活動等で、自己肯定感を回復できるようにする。</li></ul>

### 【加害児童への対応】

基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景を理解しつつ、いじめという行為に対しては毅然と対応する。</li> <li>・どう行動すべきだったのか、今後どう生活していくのか考えさせる。</li> <li>・心理的孤立感、疎外感を与えることがないようにする。</li> </ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する教員は、中立の立場で事実確認をする。</li> <li>・受容的態度で傾聴することで、いじめの事実を聴き取る。</li> </ul>
指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは人権侵害であることを再確認させ、他者の心身の痛みを理解できるよう根気強く指導する。</li> <li>・いじめを行ったことへの自覚をもたせる。責任転嫁をさせない。</li> <li>・いじめに至った心情やグループ内での立場を振り返らせ、今後の行動について考えさせる。</li> <li>・状況により、加害者に対し出席停止措置をとったり、警察や関係機関へ通報したりするなど厳しい対応をとる。</li> </ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席停止とした場合は、指導プログラムを作成し、教育委員会や保護者間で十分な共通理解や連携を図る。</li> <li>・面談や日記交換を通して、内面の変化や改善を確認していく。</li> <li>・授業や学級活動を通して、加害者の持つ活力をプラスに作用するようにさせる。</li> </ul>

### 【観衆・傍観児童への対応】

基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは、学校や学年集団全体の問題として対応していく。</li> <li>・いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> </ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの事実を告げることは、密告（チクリ）ではなく、辛い立場にある仲間を救う行為であることを伝える。</li> <li>・いじめの事実を伝えた児童を徹底して守り通す姿勢を言葉と態度で示す。</li> </ul>
指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆と傍観者も問題の関係者であることを理解させる。</li> <li>・観衆と傍観者は、被害者からどう見られていたかを考えさせる。</li> <li>・今後の生活態度を考えさせる。</li> <li>・いじめ発生の契機となった集団意識や言葉遣いを振り返らせる。</li> <li>・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。</li> </ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や学校行事を通して、集団の持つ正義の力を高めていく。</li> <li>・いじめが解決したと感じられる場合でも、継続して指導を行っていく。</li> </ul>

### 【保護者への対応】

#### ○被害児童の保護者への対応

- ・発見したその日のうちに保護者に連絡し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

#### ○加害児童の保護者への対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

※対応のポイント

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ①事実はしっかり認めさせる。 | ②決して言い逃れはさせない。 |
| ③きちんと謝罪させる。    | ④それ以上罰しない。     |
| ⑤今まで以上の関わりをもつ。 |                |

③再発防止

【経過観察と解決の判断】

加害児童から被害児童への謝罪をもっていじめが解決したと即判断してはならない。いじめ問題対策委員会を中心に3ヶ月以上経過を観察し、校長がいじめの解決について判断を下す。

【被害児童への支援と加害児童への指導・助言】

被害児童とその保護者に対する支援を組織的に継続するとともに、加害児童への指導及びその保護者への助言を行い、再発防止に努める。

【指導記録の保存】

いじめに関する指導記録や資料は5年間保存する。

④全体を通しての留意点

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ・朝の出会いを大切にする。登校時や朝の会の時に、児童の表情を観察し、普段と違う場合は必ず声をかける。状況を学年、関係職員へ周知する。
- ・担任は、児童との会話や助言等を重要視し、児童の気持ちや考えを知ることにも努める。児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。
- ・スクールガードなどと日常的にコミュニケーションを図り、児童の異変を聞き取るように努める。
- ・いじめを発見した際は、その日のうちに面談や電話連絡、家庭訪問等で速やかに当該保護者へ連絡する。

## 5. いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対処に当たる際は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、関係機関と連携して取り組むことを原則とする。

### (1) 被害児童への対処

被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じていく。

- ①被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ②被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③被害児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、加害児童を別室において指導するなど、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

### (2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていく。

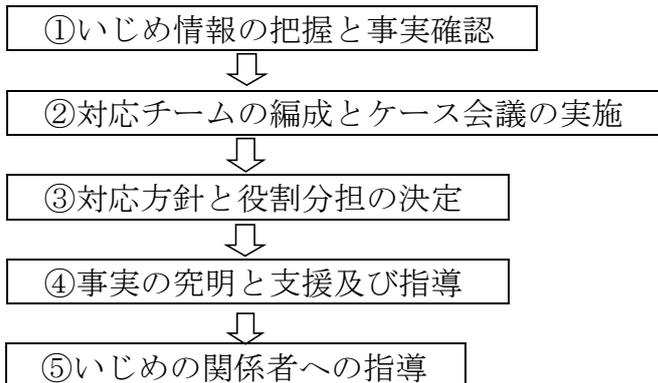
- ①いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携したりして組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ②迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させる。
- ④加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を並行して行っていくほか、必要に応じて警察との連携による措置も含め、対応する。

### (3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分留意した上で、必要に応じて、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い、再発防止を含めいじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。この際、教職員、児童の協働で解決策を講じられる

ことを奨励していく。

(4) 発見から指導までの展開



(5) 展開内容

①いじめ情報の把握と事実確認

- 【情報の把握】
- ・いじめが疑われる言動の発見
  - ・アンケート調査
  - ・日記やノートからの看取り
  - ・児童や保護者からの訴え
  - ・他の教員からの情報提供等

②対応チームの編成とケース会議の実施

- ・学級担任、学年主任、生徒指導主任で一次的な対応をする。異学年でいじめが生じた場合には、当該学年職員とともに対応にあたる。二次的な対応としてスクールカウンセラーの活用も図る。

③対応方針と役割分担の決定

- ・情報の整理
- ・いじめの態様、被害者、加害者、観衆、傍観者の様子
- ・対応の方針
- ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」等の危険度を確認する。
- ・役割の分担
- ・被害者からの事情聴取と支援
- ・加害者からの事情聴取と指導
- ・観衆の児童と傍観者への指導
- ・保護者への対応・関係機関へ連絡

④事実の究明と支援及び指導

- ・事情聴取の手順は、被害者→傍観者→観衆→加害者とする。
- ・徹底的な事実の究明よりも、支援や指導に力点を置いた対応を心掛ける。

※指導上の留意点

- ・同所において、被害者と加害者から事情を聴取してはならない。
- ・注意、叱責、説教だけで終わらせてはならない。
- ・その場限りの謝罪で終わらせてはならない。
- ・情報提供者が不利益を被らないようにする。
- ・加害者が被害者や通報者に圧力を掛けることを防ぐようにする。

## 6. いじめの相談・通報窓口

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出すことは「勇気のある立派な行為」と理解させ、「はなす勇気」をもたせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを全校集会、学年集会、クラスごとの短学活、学校便り、学年便り等で児童や保護者に発信、周知する。

### (1) 学校の相談・通報窓口

#### 【千種小学校の相談窓口】

・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。

**電話相談 0436-21-0703 (千種小学校)**

#### 【千種小学校スクールカウンセラー】

**電話相談 070-7597-8608**

※火曜日(月1日) 午前10時30分から午後3時30分

#### 【千種小学校以外の相談窓口】

市原市いじめホットライン 0436-22-9090

市原市青少年指導センター 0436-42-7001

市原市教育センター 0436-41-2825

### (2) 学校以外の相談・通報窓口

状況に応じて、関係各機関への相談を行う。

#### ①メンタルヘルス相談医による相談(要予約)

名 称	メンタルヘルス相談医	住 所	電 話 番 号
五所クリニック	木 村 直 人	五所 133-2	42-1114
磯ヶ谷病院	木 村 直 人	磯ヶ谷 35-1	36-1121
河野医院	河 野 周 一	五井中央西 2-8-31	22-1356

#### ②その他の関係機関相談先

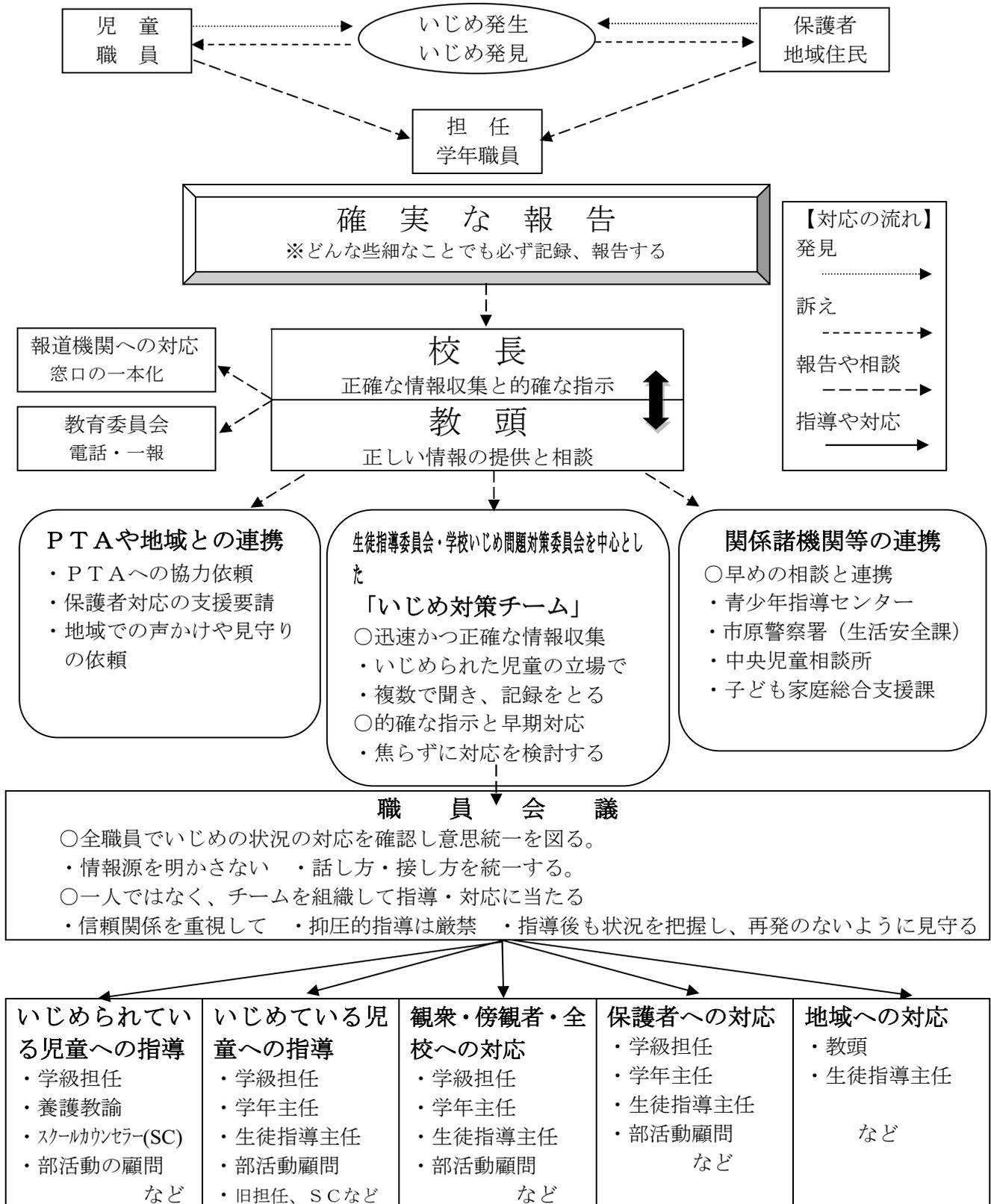
	関 係 相 談 先 名 称	電 話 番 号
非行関係	ヤングテレホン(千葉県警察少年センター)	0120-783-497
	市原市青少年指導センター	0436-43-3939
	千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
	子ども家庭110番(千葉県中央児童相談所)	043-252-1152
	南房総教育事務所相談窓口	0438-20-3396

いじめ	子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
	子ども人権相談 (千葉県地方法務局人権擁護課)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
	市原市青少年指導センター	0 4 3 6 - 4 3 - 3 9 3 9
	いじめホットライン (市原市教育委員会)	0 4 3 6 - 2 2 - 9 0 9 0
	子ども家庭 1 1 0 番 (中央児童相談所)	0 4 3 - 2 5 2 - 1 1 5 2
	南房総教育相談所相談窓口	0 4 3 8 - 2 0 - 3 3 9 6
怠学・不登校	市原市教育センター	0 4 3 6 - 4 1 - 3 3 3 8
	子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
	市原市青少年指導センター	0 4 3 6 - 4 3 - 3 9 3 9
	南房総教育事務所相談窓口	0 4 3 8 - 2 0 - 3 3 9 6
精神・心の相談	市原健康福祉センター	0 4 3 6 - 2 1 - 6 3 9 1
	心の相談電話 (県精神保健福祉センター)	0 4 3 - 2 6 3 - 3 8 9 3
	心の相談電話 (県精神保健福祉センター)	0 4 3 - 2 6 8 - 7 8 3 0
	心の相談電話 (県精神保健福祉センター)	0 4 3 - 2 6 8 - 7 4 7 4

## 7. いじめを認知した場合の対処

### (1) 通報連絡・指導体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに学年主任、生徒指導主任、管理職へ報告する。報告されたいじめ事案について必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を開催し、情報の共有と、対処方針の決定を行う。



## (2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該児童や周囲の児童に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の職員で行う（児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない）。聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分な打ち合わせの上行う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と並行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

## (3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、（必要に応じて地域）の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やスクールカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

## (4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

（※その他、関係各機関については 6. 「いじめの相談・通報窓口」（2）を参照）

## 8. いじめの指導

いじめの事態が確認された場合は、迅速に事態の把握、どのような様態なのかを把握する。被害児童からの話を聞き、問題解決にできるだけ早く取りかかる。

(※指導は、7. 「いじめを認知した場合の対処」 (1) 通報連絡・指導体制を参照)

### (1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習(活動)させる等の措置も行う。必要に応じて心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

### (2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する(学校いじめ問題対策委員会)。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

### (3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教職員への報告を呼びかける。

## 9. 重大事態の発生と調査及び対処について

### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童にして行われるいじめにあることを意味する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

○「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。 【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

### (2) 重大事態への対処

- ①管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ②最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。得られた情報は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑧被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。



#### (4) いじめにかかわる各種記録様式

いじめに対応するにあたって、記録を整理して残しておくことは、教職員の共通理解、保護者への説明及び関係機関への報告に必要となる。以下の様式を使用する。

①聞き取り記録（様式1） ※この様式1をもとに様式2を作成する。

②いじめ対応に係わる事実確認票（様式2）

※必要に応じて様式4と併せて市教委へ

③対応記録（様式3）

④事故発生時の一報（様式4） ※重大事案の第一報として市教委へ提出

⑤事故報告書（様式5）

## 10. 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに、保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

【学校評価項目】いじめに関する項目（例）

- ◎児童のアンケートや学級満足度調査、児童の教育相談を実施し、一人一人の実態を客観的に把握するよう努めている。
- ◎全職員で全校の児童を見守る体制づくりに努めている。
- ◎いじめ根絶に向け児童の意識を高め、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で児童に接している。

## 11. いじめ問題防止、早期発見に向けた年間計画

4月	1年生を迎える会、家庭位置確認
5月	運動会、hyper Q-Uアンケート
6月	いじめゼロ集会、いじめアンケート「先生あのね」、教育相談週間
7月	保護者面談
8月	職員研修（生徒指導関係）
9月	情報交換（中学校と小学校）
10月	校外学習
11月	いじめアンケート「先生あのね」、教育相談週間、いじめゼロ集会
12月	保護者面談
1月	いじめアンケート「学校生活アンケート」、情報交換（中学校と小学校）
2月	児童会役員改選、引継ぎ式、6年生を送る会
3月	情報交換（中学校と小学校）

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置により、行事が変更（延期・中止）になる場合があります。ご了承ください。

様式1

# 聞き取り記録

NO.

対応者（複数対応）
-----------

聞き取り日	月 日 ( )	開始時刻	終了時刻
-------	---------	------	------

時間	具体的聞き取り内容の記録

[個別聞き取り記録]



## 対応記録

NO.

対応者（複数対応）
-----------

基本的な対応の方向性

本事案に基づく具体的な対応策

実施日	月                      日（        ）	開始時刻	終了時刻
-----	------------------------------------	------	------

時間	具体的聞き取りや指導等の記録

様式 4

事 故 発 生 時 の 一 報

市原市教育委員会 指導課長 様

市原市立千種小学校

1 件名 (事故の種別)				
2 学校名				
3 発生日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分 ろ			
4 発生場所				
5 事故児童	(1) ○年○組 ○○ ○○ (ふりがな) 年齢 性別 (2) 住所・保護者名 (3) その他			
6 相手側	(1) 氏名、年齢、職業 (2) 相手側の状態			
7 事故の程度 (被害の程度)				
8 その他 (事故の状況及び原因) (事故発生時の処置)				
9 報告者 (学校)	職		氏名	
10 報告日時 (学校)	令和 年 月 日 ( ) 時 分		受信者名 (市町村教 委)	

教育事務所受信者 ( )

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

市原市教育委員会教育長 様

市原市立千種小学校

このことについて、市原市及び小学校管理規則第53条の規定により、下記の通り報告します。

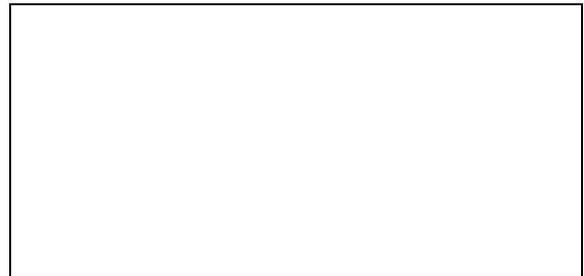
記

I 事故の概要

- 1 事故の種別
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 当事者
  
- 5 事故の程度

II 事故の状況

- 1 事故の状況と現場見取り図



- 2 事故の原因

III 事故発生時の処置

(校長の所見)